

◎新潟県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市安養寺乙301、乙303から乙305まで、乙306の1、乙315、乙317の1、乙318の1、乙326の1、乙327、乙328、乙375の1、乙376の1、乙380、乙383の2、乙386、乙389、乙393、乙396から乙398まで、乙401、乙404、乙405、乙406の2、乙407、乙408、乙413、乙414、乙416、乙419、乙420、乙421の1、乙459の3、乙499の2、乙499の98、乙499の100、乙501の1、乙501の2、乙501の4から乙501の6まで、乙504の1、乙504の2、乙505、乙508の1から乙508の4まで、乙509の1から乙509の3まで、乙509の6、乙636、乙637、乙638の1、乙638の2、乙640から乙642まで、乙643の1、乙675、乙676、乙677の1、乙678の2、乙680、乙681、乙686の1から乙686の3まで、乙688、乙690の2、乙780の1、乙781、乙784、乙785、乙786の2、乙786の4、乙790、乙796、乙797、乙799、乙800の1、乙806の1、乙806の3、乙807、乙808の1、乙809の1、乙809の2、乙809の9、乙813の2、乙869の1、乙870の2、乙871の1から乙871の3まで、乙871の16、乙877、乙879の2、乙883の1、乙884の1、乙885の1、乙886の2、乙886の4、乙890の1、乙898の1、乙899の1、乙901の1、乙1110、乙1111、乙1183の2、乙1185の2、乙1186、乙1187、乙1193、乙1194の1、乙1195の1、乙1213の1、乙1213の5、乙1218の1、乙1219の1、乙1220の1、乙1243の2、乙1244の1、乙1244の6、乙1247、乙1248の4、乙1253の1、乙1253の3、乙1254、乙1264の1、乙1264の2、乙1283の2、乙1284、乙1285、乙1289の2、乙1290、乙1291の2、乙1363の1、乙1427の1、乙1427の6から乙1427の8まで、字上ノ原乙682から乙685まで、乙718、乙782の1、乙783の1、乙786の1、字下モ山乙719、乙720の1、乙720の2、乙721の1、乙721の2、乙722、乙723、乙735の1、乙735の2、乙735の8、乙749、乙752、乙762、乙763の1から乙763の5まで、乙763の7、乙763の9、乙763の10、乙763の13、乙763の15、乙763の18から乙763の20まで、乙763の23、乙763の24、乙763の27、乙763の39、乙763の41、乙763の42、乙763の44、乙763の49、乙763の51、乙763の53、乙763の54、乙763の56から乙763の64まで、乙763の67、乙763の68、乙763の丑2、乙763の卯2、乙768、乙769、乙776、乙777、乙777の1、乙778、乙779、字入乙915の2、乙927、乙945、乙946、乙950、乙951、乙954の1、乙954の2、乙971、乙975、乙977、乙978、乙980、乙981、乙987の3、乙1006、乙1007の1、乙1009の1、乙1009の2、乙1087、乙1088、字上ノ山乙1094の1、乙1094の2、乙1095の1、乙1096、乙1097、乙1114の1、乙1114の2、乙1115の1、乙1115の2、乙1116の2から乙1116の5まで、乙1116の8から乙1116の10まで、乙1180、乙1181の1、乙1182の1、字深沢日向乙1857の1から乙1857の4まで、乙1857の6、乙1857の7、乙1857の13、乙1857の14、字大峯乙1858の1から乙1858の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）